

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3136号及び第3137号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら}松村 ^{まさお}雅生）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第3136号では、横浜市教育委員会が行った個人情報開示決定及び個人情報一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3137号では、横浜市長が行った個人情報非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「令和4年6月、7月の出席簿のうち請求者本人に係る部分」の個人情報開示決定並びに「令和4年7月6日付で特定小学校宛に送られた文書」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3136号】

(2) 「請求人が平成30年8月30日「苦情対応報告書」記載の暴行、義務のない清掃、プライバシーの提供、整列の強要など地方自治法244条2項に規定された「差別的取扱い」をされた行為に対し、どのような指導もしくは処分、処遇をされたかを記述した行政文書」及び「その当時の館長名、管理運営法人の住所、理事長名を記載した文書」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3137号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3136	令和4年7月12日	令和4年8月5日	令和4年8月5日	令和4年9月2日	個人	教育委員会
3137	令和4年6月15日	令和4年6月30日	令和4年9月29日	令和4年10月27日	個人	市長

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3136	「令和4年6月、7月の出席簿のうち請求者本人に係る部分」(以下「個人情報1」という。)及び「令和4年7月6日付で特定	個人情報開示及び一部開示 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第25条第1項に基づき開示 ・個人情報1	原処分妥当

答申 番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
	小学校宛に送られた文書」(以下「個人情報2」という。個人情報1及び個人情報2を総称して、以下「本件保有個人情報」という。)	<p>(児童生徒に対する適切な支援や指導等に係る文書として、出席簿のうち審査請求人に係る部分を対象保有個人情報として特定した。)</p> <p>・ 個人情報2</p> <p>(審査請求人法定代理人の代理人弁護士から学校長などに送付された、審査請求人に関する依頼等に係る文書を特定小学校が保管していたので、対象保有個人情報として特定した。)</p> <p>旧条例第22条第3号に該当</p> <p>・ 本人開示請求者以外の特定の個人が推測できる記載</p> <p>(本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。)</p>	
3137	<p>「請求人が平成30年8月30日「苦情対応報告書」記載の暴行、義務のない清掃、プライバシーの提供、整列の強要など地方自治法244条2項に規定された「差別的取扱い」をされた行為に対し、どのような指導もしくは処分、処遇をされたかを記述した行政文書」(以下「個人情報1」という。)</p> <p>及び「その当時の館長名、管理運営法人の住所、理事長名を記載した文書」の保有個人情報(以下「個人情報2」という。個人情報1及び個人情報2を総称して、以下「本件保有個人情報」という。)</p>	<p>個人情報非開示</p> <p>不存在</p> <p>・ 個人情報1</p> <p>(請求内容の記録のうち当時の館長名、管理運営法人の住所、理事長名を記載した文書は作成しておらず、保有していないため。)</p> <p>・ 個人情報2</p> <p>(請求内容記載の指導もしくは処分、処遇のいずれも行っていないことから、当該個人情報は作成しておらず、保有していないため。)</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3136	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき本件審査請求を審議することとする。</p> <p>《児童生徒に対する支援や指導等に係る事務について》</p> <p>横浜市立学校では、児童生徒に対する適切な支援や指導等を行うため、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第19条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第25条に基づき、児童生徒の出席状況を把握するために出席簿を作成し保管している。出席簿</p>

答申 番号	判断の要旨
3136	<p>は、年度、学校名、当該学年、組及び学級担任氏名を記載した表紙に、月ごとに番号、児童生徒氏名、日、曜日等が記載された様式がつづられたものである。そして、学級担任が各児童生徒について、日ごとに出席、欠席、遅刻等の状況を記載している。</p> <p>また、同規則第24条に基づき、横浜市立学校では、児童生徒の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類）の作成及び保管をしている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 個人情報1は、特定小学校が保有する児童の出席簿のうち、令和4年6月及び7月の審査請求人に係る出席簿である。</p> <p>イ 個人情報2は、審査請求人法定代理人の代理人弁護士から令和4年7月6日付で特定小学校宛てに送られた「御連絡とお願い」と題する文書である。</p> <p>《本件保有個人情報の特定の妥当性について》</p> <p>ア 審査請求人は、ほかにも保有個人情報が存在するはずであるから開示すべきと主張しているため、この点について当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 一時保護の当日、特定小学校は、審査請求人の様子からすぐに関係機関へ電話で連絡し、当日中に中央児童相談所の職員が来校して審査請求人をそのまま保護したため、関係機関との打合せ等はなかった。</p> <p>関係機関との連絡は電話のみで行っており、通知文書、メール、メモその他の一時保護について記載された記録は保有していない。</p> <p>(イ) 一時保護の日から令和4年7月12日までの間も、審査請求人の保護については口頭で共有されることはあっても、本件保有個人情報のほかに記録があるのは、特定小学校で同月4日実施のいじめ防止対策委員会会議録中の一時保護を示す記載のみである。</p> <p>なお、この会議録（以下「個人情報3」という。）は、令和6年8月21日付で追加して個人情報開示決定を行っている。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 一時保護された経緯の分かる書類について</p> <p>審査請求人の一時保護は、特定小学校から関係機関へ電話で連絡した後、当日中に行われたものであるから、一連の行為の過程で記録を残す時間はなかったと思われる。</p> <p>また、関係機関との連絡が電話による連絡になったこと、特に発信者である特定小学校がメモ等で記録する必要性も乏しいことから、特定小学校に連絡内容の記録が残っていないとしても不自然ではない。</p> <p>したがって、他の関係機関の場合とは異なり、一時保護された経緯の分かる書類を実施機関が作成しておらず、保有していないという説明は、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>なお、本件審査請求書の記載から推量すると、審査請求人は、一時保護に直接の関連性はうかがえなくても、その背景にある保有個人情報を広く請求する意図だった可能性がある。しかし、本件本人開示請求書記載の「一時保護された経緯の分かる書類」という文言から、そのような趣旨を読み取ることは難しく、保有個人情報の特定に誤りがあるとまではいえない。</p> <p>(イ) 一時保護の日から令和4年7月12日までの記録について</p> <p>一時保護に関わった他の関係機関の場合とは異なり、実施機関には、本件保有個人情報及び個人情報3のほかに特定できる保有個人情報の存在を推認させる特段の事情もうかがえない。したがって、これらのほかには開示対象となる個人情報は保有していないとの実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

答申 番号	判断の要旨
3137	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>※ 答申第3136号と同旨のため省略します。</p> <p>《地区センターの管理運営について》</p> <p>横浜市では、横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）に基づき、地域の住民が自主的に活動し、相互交流を深めることのできる場として地区センターを設置している。地区センターの管理に関する業務については、同条例第5条第1項及び第2項で、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせることが規定されている。この指定管理者の指定等に係る事務は、設置区の区長に委任されている（令和6年3月横浜市規則第37号による改正前の区長委任規則（平成6年7月横浜市規則第63号）第2項第6号の2）。そして、設置区における指定管理者への指導及び助言については、当該区の総務部地域振興課が行っている（横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条）。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件本人開示請求書や審査請求書の記載内容から、本件保有個人情報は次のように解される。</p> <p>ア 個人情報1は、本件苦情報告書で報告されている事案に関して、関係者を指導、処分又は処遇したかが記載された、審査請求人がその情報の本人となっている保有個人情報である。</p> <p>イ 個人情報2は、本件苦情報告書に係る事案の発生当時における当該地区センターの館長名、指定管理者の住所や代表者名が記載された情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報である。</p> <p>《本件保有個人情報の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、本件保有個人情報は作成しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 個人情報1について</p> <p>地区センターの職員は、指定管理者の従業員であって、本市の職員ではない。そのため、地区センターの職員に対して、本件本人開示請求で示されているような処分等は実施機関では行っていない。したがって、個人情報1は作成しておらず、保有していない。</p> <p>(イ) 個人情報2について</p> <p>館長名、管理運営法人の住所及び理事長名が記載された文書は保有しているが、審査請求人本人の個人情報として館長名等を記載した書類は作成していない。したがって、個人情報2は作成しておらず、保有していない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 個人情報1について</p> <p>地区センターの管理は、実施機関が直接行っているのではなく、横浜市地区センター条例に基づいて指定管理者が行っている。そして、地区センターの職員は指定管理者の従業員であり、その指揮監督についても指定管理者が権限と責任を有している。したがって、仮に施設内で地区センター職員による違法・不当な行為が確認された場合でも、その処分等を行うのは指定管理者であって、実施機関ではない。</p> <p>以上により、実施機関が本件本人開示請求で示されているような処分等をしておらず、個人情報1を作成していないとする説明は、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>(イ) 個人情報2について</p> <p>指定管理者である法人又は団体の名称や住所、代表者名や館長名といった情報については、その指定等を行う実施機関において何らかの形で書面が保有されているであろうと推察できる。</p>

答申番号	判断の要旨
3137	<p>しかし、個人情報の本人開示請求の制度は、開示請求者自身を本人とする保有個人情報の開示を求める制度であるが（旧条例第20条第1項）、指定管理者に係る情報は、審査請求人本人の個人情報中には含まれておらず、別個の情報である。</p> <p>したがって、実施機関が審査請求人本人の個人情報として館長名等を記載した文書は作成していないとする説明は、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>(ウ) その他、実施機関が本件保有個人情報を保有していると推認させる特段の事情は認められない。</p> <p>(エ) 以上のことから、実施機関において本件保有個人情報を保有しているとは認められない。</p> <p>ウ 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第4号から第7号まで省略）

（本人開示請求に対する決定等）

第25条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、第8条第2項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

（第2項省略）

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

(第2項省略)

3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881